

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本方向の決定

(1) 実施体制

市（各部等）及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、いちじるしく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1号に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市（総合政策部）は必要に応じて復興計画を定めるものとする。

市（総合政策部）の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項。

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

市（各部等）及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

市（各部等）、県及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

市（総合政策部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市（各部等）及び県は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市（建設部）及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもと、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市（建設部）及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

4 復興推進本部の設置

市（総合政策部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

第2節 民生の安定化対策

震災により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市（総合政策部）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

さらに、必要に応じて、災害時協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 り災証明書の発行

市（財務部）は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等により被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、市（総合政策部）は、その制度の普及促進に努める。

第4 租税の減免等の措置

市（財務部）は、災害の状況に応じて地方税法、条例に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長（県税条例第13条・大田原市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

（1）地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から最大2月以内）を指定して、市が画一的に期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により市税を一時に納税することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減 免	市民税（大田原市税条例第47条、大田原市税条例施行規則第39条） 固定資産税（大田原市税条例第67条、大田原市税条例施行規則第40条） 軽自動車税（大田原市税条例第85条） 国民健康保険税（大田原市国民健康保険税条例第23条）

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 市内において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、（1）～（3）の区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) （3）または（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模

半壊世帯)

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位：万円)

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基 礎 支 援 金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建築・購入	補 修	賃 借
全壊・解体・ 長期避難世帯	単数	2 2 5	7 5	1 5 0	7 5	3 7 . 5
	複数	3 0 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	5 0
大規模半壊世帯	単数	1 8 7 . 5	3 7 . 5	1 5 0	7 5	3 7 . 5
	複数	2 5 0	5 0	2 0 0	1 0 0	5 0

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

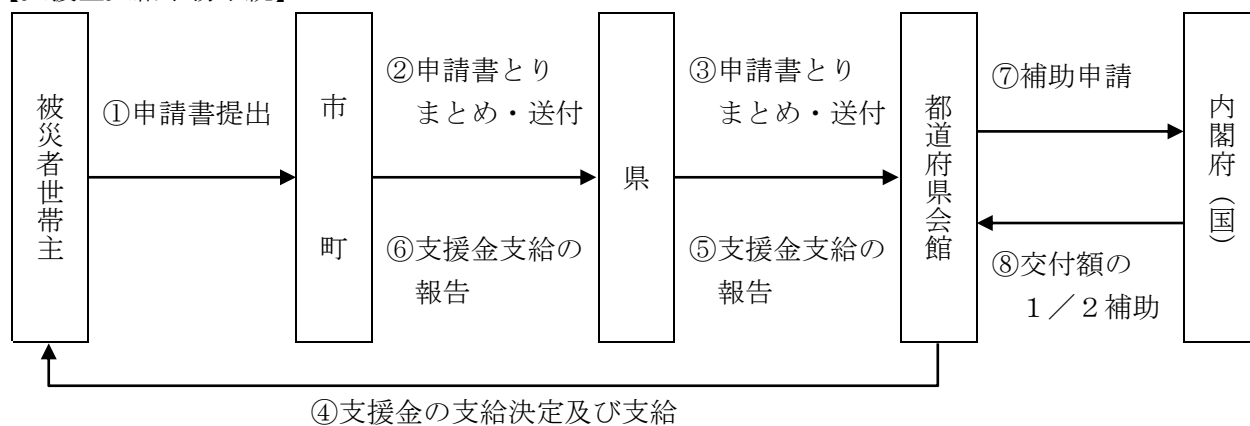
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市（総合政策部）に行い、市（総合政策部）は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部に提出する。

【支援金支給事務手続】



第6 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、支援法が適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって、被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害。

2 支給対象世帯

本節第4の2と同じ

3 支援金額

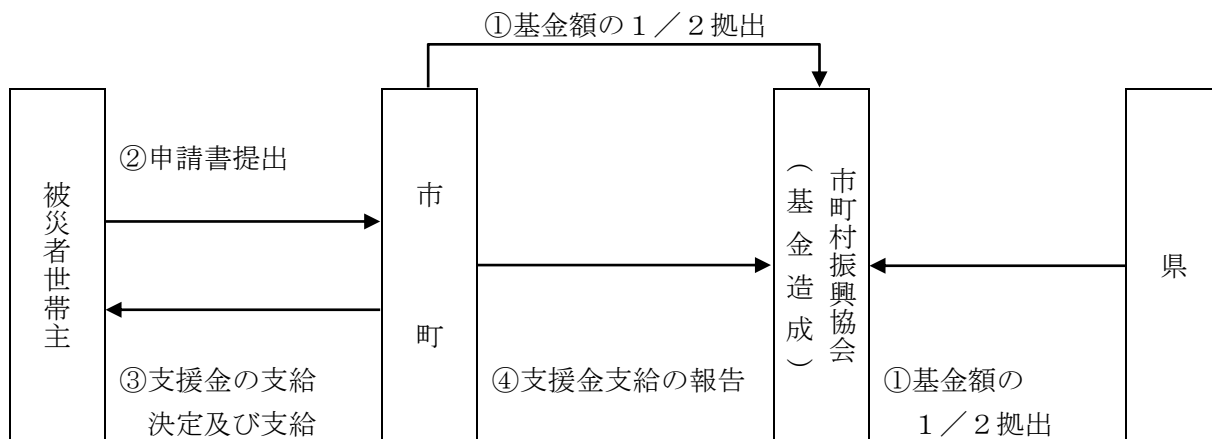
本節第4の3と同じ

4 支給手続

被災者は、支給申請を市（総合政策部）に行い、市（総合政策部）は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、（公財）栃木県市町村振興協会から市に交付される。

【支援金支給事務手続】



第7 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。市（総合政策部）は、これらの制度を被災した市民に対し周知に努める。

○融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市（保健福祉部）
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市（保健福祉部）
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市（保健福祉部）
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会

勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
中小企業融資 (県制度融資)	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫
災害復興住宅融資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金) (家畜再生産資金)	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等
農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合 等
災害により被害を受けた 中小企業向け融資 ・国民生活事業「災害貸付」 ・中小企業事業「災害普及 貸付」	市長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

<資料編 4-1 本県の主な金融支援制度>

第8 被災者への制度の周知

県、市（総合政策部）及び関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、ラジオ放送、
- (4) 市及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式フェイスブック、ツイッター等）

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は県と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課等
1 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道路 (7) 下水道 (8) 公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律) (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業振興課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (2) 私立学校施設 (激甚災害法) (3) 公立社会教育施設 (激甚災害法) (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	施設課 文書学事課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課等
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	廃棄物対策課
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関 (資金融資)	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
9 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針) (1) 街路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業 (公営住宅法) (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設 (鉄道軌道整備法) (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧事業	国土交通省 " (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

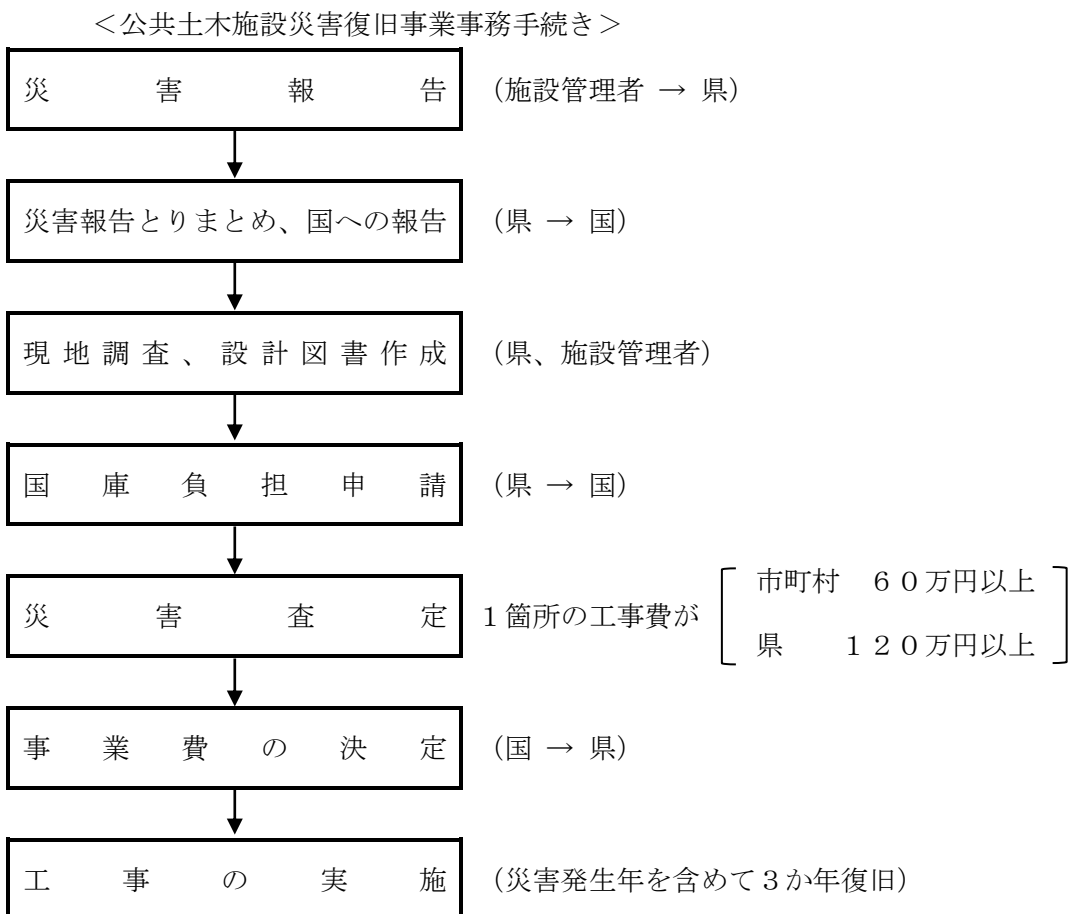
公共施設の被害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

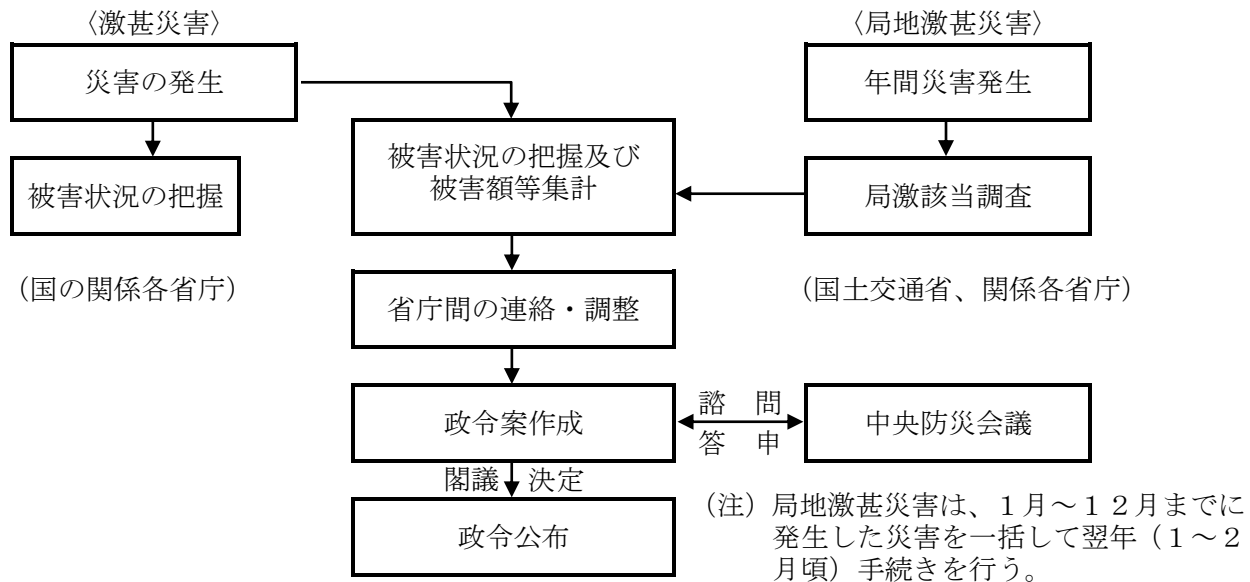
2 激甚災害に関する調査

市（各部等）は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% 2 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%

<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>〔A基準〕 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>〔B基準〕 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>1 都道府県の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の農業所得推定額×4%</p> <p>2 都道府県の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <p>1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>〔A基準〕 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>〔B基準〕 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） >当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5%</p> <p>〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>2 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 〈法第13条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ） >当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>〔B基準〕 中小企業関係被害額 >当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>一つの都道府県の中小企業関係被害>1,400億円</p>

<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数 > 4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地全域の滅失住宅戸数 > 2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数 > 1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第5条の措置が適用される災害
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>査定事業費 > 当該市町村の当該年度の標準税込額 × 50% ただし、当該事業費が1000万円未満のものを除く。 ただし、この事業に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 10% (ただし、当該経費の額が1000万円未満のものを除く)</p> <p>ただし、当該経費の額を合算した額が概ね5000万円未満の場合を除く。</p>

<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） >当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、大火にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村 その他の災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の場合</p>
<p>中小企業信用保険による災害関係保証の特例 （法第12条）</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 （法第13条）</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、当該被害額が1000万円未満の場合を除く）</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用される。</p>